

2. 第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定経過

日 程	内 容
平成24年2月1日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第1回） 第1次大阪市子ども読書活動推進計画の成果と課題について 第2次大阪市子ども読書活動推進計画骨子案について 幼稚園、保育所、子育て支援施設等へのアンケート調査について
平成24年2月～3月	幼稚園、保育所、子育て支援施設等へのアンケート調査実施
平成24年8月10日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第2回） 第2次大阪市子ども読書活動推進計画素案について 平成24年度大阪市子どもの読書活動推進連絡会の開催について
平成24年10月12日	平成24年度大阪市子どもの読書活動推進連絡会 第2次大阪市子ども読書活動推進計画素案（案）について
平成24年12月5日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第3回） パブリックコメント実施にかかる第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）の確定について
平成24年12月11日	第33回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について審議
平成24年12月25日	第34回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について審議、可決
平成25年1月15日 ～平成25年2月12日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）にかかるパブリックコメント実施
平成25年2月28日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第4回） 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）パブリックコメントへのご意見等に対する回答について 同パブリックコメントへのご意見等をふまえた素案の修正について
平成25年3月19日	第10回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画の策定について審議、可決
平成25年4月23日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 公表

3. 第2次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会 設置要綱

1 目的

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定及び国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成18年3月に「大阪市子ども読書活動推進計画」(第一次)を策定した。

平成20年3月、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)を策定し、大阪府においても、平成23年3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定している。

「大阪市子ども読書活動推進計画」(第一次)では、計画の期間を平成18年度からおおむね5年間としているところ、平成18年度から平成22年度までの5年間の取組や成果を踏まえて、総合的に環境整備を図るため、関係者で構成する第2次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、具体的な計画策定について協議する。

2 内容

- 1 第2次大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 2 その他、必要な事項。

3 組織

- 1 委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 2 委員会に、別表2に掲げる職にある者で組織するワーキング部会を置く。

4 委員長

- 1 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、生涯学習担当課長をもって充てる。
- 3 委員長は、議長を務め、会務を統括する。

5 委員会の開催

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、別表3に掲げる職にある者を、必要に応じてオブザーバーとして招聘することができる。

6 事務局

委員会に事務局を設置し、以下の担当で組織する。

生涯学習担当、初等教育担当、中央図書館利用サービス担当

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

別表1 (第2次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会)

局名	部名	名称
教育委員会事務局	総務部	企画担当課長
	生涯学習部	生涯学習担当課長
	指導部	首席指導主事 (学力向上)
		中学校教育担当課長
		高等学校教育担当課長
		特別支援教育担当課長
	中央図書館	利用者サービス担当課長
		地域サービス担当課長

別表2 (ワーキング部会)

局名	部名	名称
教育委員会事務局	生涯学習部	担当係長 (生涯学習担当)
	指導部	担当係長 (教育活動支援担当)
		総括指導主事 (小学校教育)
		総括指導主事 (幼稚園教育)
		総括指導主事 (学力向上)
		総括指導主事 (中学校教育)
	中央図書館	担当係長 (利用者サービス担当)
		担当係長 (利用者サービス担当)

別表3 (オブザーバー)

局名	部名	名称
こども青少年局	企画部	企画担当課長
	子育て支援部	管理課長
		保育所運営課長代理
区役所		人権・生涯学習主管課長会 代表

4. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子どもの読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 2001年（平成13年）12月12日公布・施行

第2次大阪市子ども読書活動推進計画

平成25（2013）年 3月

大 阪 市 教 育 委 員 会

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

